

税理士による無料税務相談所

《場 所》 イオンタウン大垣 イースト棟2階コミュニティーホール

《期 間》 2月16日（金）～26日（月）（平日のみ）

《相談時間》 午前9時30分～正午（受付終了時間：午前11時）、
午後1時～4時（受付終了時間：午後3時30分）

- ・混雑の状況により、早めに受付を終了する場合があります。
- ・イオンタウン大垣への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
- ・相談対象者は、小規模事業者、給与所得者及び年金受給者で、申告内容によってはご相談に応じることができない場合もあります。



申告・納付期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税
…………… 3月15日（木）

消費税及び地方消費税（個人事業者）
…………… 4月2日（月）

振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税
…………… 4月20日（金）

消費税及び地方消費税
…………… 4月25日（水）

●問い合わせは **大垣税務署へ**
（☎78-4101）

住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

《場 所》 大垣市民会館3階大会議室（大垣市民プール南隣）

《対 象 者》 10年以上の住宅ローン等を利用して住宅（認定長期優良住宅を含む）等を取得した方や住宅の増改築をした方、又は住宅ローン等を利用せず認定長期優良住宅を取得した方（平成29年中に入居した方）

《開 設 日》 2月13日（火）、14日（水）、15日（木）

《開設時間》 午前9時15分～正午、午後1時～4時

受付は午後3時30分に終了します。会場の混雑の状況により、午前・午後の部ともに、受付を早めに終了する場合があります。

《持 ち 物》 土地・家屋の登記事項証明書／契約書等の取得金額の分かる書類の写し／住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書／給与所得等の源泉徴収票（原本）／申告者名義の振込口座番号の分かる書類／認印／筆記用具

※認定長期優良住宅等を取得された方は加えて、長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し、住宅用家屋証明書又は認定長期優良住宅建築証明書等が必要です。

※平成27年以前の入居の方は、上記持ち物のほか、住民票の写しが必要です。

大垣税務署の確定申告会場

- 《場 所》 大垣市民会館3階大会議室（大垣市民プール南隣）
《期 間》 2月16日（金）～3月15日（木）（平日のみ）
《相談時間》 午前9時～午後5時（受付終了時間：午後4時）
- ・混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。
 - ・大垣市民会館への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
 - ・上記期間中は、大垣税務署内では申告相談を行いません。

申告相談は電話による「事前予約」で

税務署での所得税及び復興特別所得税の申告相談は、電話による「事前予約」をされた方を対象に行います。（2月16日～3月15日は税務署では行いません。）予約状況によって、お受けできない場合もあります。詳しくは、大垣税務署個人課税第一部門（☎78-4101 音声案内にしたがって「2」を選択）にお問い合わせください。

昨年確定申告された方へ

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を、税理士による無料相談所、役場申告会場及び青色申告会の相談会場にて書面で提出された方には、平成29年分の確定申告から申告書用紙は送付されません。申告書用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」（はがき又は通知書）が送付されますので、各申告会場にお越しの際はご持参ください。

税の各種手続きに関するお知らせ

申告書等への個人番号（マイナンバー）の記載

申告書や申請書等への「個人番号の記載」と、提出する際の「**本人確認書類**の提示又は写しの添付」が必要です。

<本人確認書類について>

個人番号カードのある方は、個人番号カードの表面及び裏面の写しを、
個人番号カードのない方は、番号確認書類①及び身元確認書類②（以下参照）を言います。

①番号確認書類…ご本人の個人番号（12桁）を確認できる書類

通知カード、住民票の写し（個人番号の記載のあるもの）など。

②身元確認書類…記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類

運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳など。

※e-Taxで送信される場合は、「本人確認書類の提示又は写し」の提出は不要です。

